

四 半 期 報 告 書

(第64期第3四半期) 自 平成20年10月 1 日
至 平成20年12月31日

日 本 精 機 株 式 会 社

(E02214)

第64期第3四半期（自平成20年10月1日 至平成20年12月31日）

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

日 本 精 機 株 式 会 社

目 次

第64期第3四半期 四半期報告書	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【経営上の重要な契約等】	5
3 【財政状態及び経営成績の分析】	5
第3 【設備の状況】	14
第4 【提出会社の状況】	15
1 【株式等の状況】	15
2 【株価の推移】	17
3 【役員の状況】	17
第5 【経理の状況】	18
1 【四半期連結財務諸表】	19
2 【その他】	38
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	39
四半期レビュー報告書	

確認書

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年2月13日
【四半期会計期間】	第64期第3四半期(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
【会社名】	日本精機株式会社
【英訳名】	NIPPON SEIKI CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永 井 正 二
【本店の所在の場所】	新潟県長岡市東蔵王2丁目2番34号
【電話番号】	(0258)24-3311(代表)
【事務連絡者氏名】	経営管理本部経理部 シニア・マネジャー 佐 藤 一 彦
【最寄りの連絡場所】	新潟県長岡市東蔵王2丁目2番34号
【電話番号】	(0258)24-3311(代表)
【事務連絡者氏名】	経営管理本部経理部 シニア・マネジャー 佐 藤 一 彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第64期 第 3 四半期 連結累計期間	第64期 第 3 四半期 連結会計期間	第63期
会計期間	自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年12月31日	自 平成20年10月 1 日 至 平成20年12月31日	自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日
売上高 (百万円)	134,785	42,940	197,013
経常利益 (百万円)	12,725	2,343	17,996
四半期(当期)純利益 (百万円)	7,010	1,161	11,153
純資産額 (百万円)	—	83,702	87,829
総資産額 (百万円)	—	141,814	161,212
1株当たり純資産額 (円)	—	1,382.33	1,390.71
1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	120.85	20.37	184.90
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	119.65	20.16	182.80
自己資本比率 (%)	—	55.57	51.52
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	18,125	—	15,509
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△7,591	—	△12,260
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△17,168	—	13,923
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	—	18,238	26,238
従業員数 (名)	—	10,512	10,019

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、以下の関連会社の株式を追加取得し、子会社といたしました。

(名称) 尚志精機股份有限公司 (住所) 中華民国台北
(資本金) 100,000千NT\$ (主要な事業の内容) 自動車及び汎用計器事業
(議決権に対する所有割合) 80.0%
(関係内容) 製品の販売
役員の兼任3名
出向1名

(名称) シャン・チー・インベストメンツ社(注) (主要な事業の内容) その他事業

(名称) 常州尚志精機有限公司(注) (主要な事業の内容) 自動車及び汎用計器事業

(注) 尚志精機股份有限公司の100%子会社であります。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数(名)	10,512
---------	--------

(注) 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数(名)	1,784
---------	-------

(注) 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。

第２ 【事業の状況】

１ 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第３四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	生産高(百万円)
自動車及び汎用計器事業	29,947
民生機器事業	5,089
ディスプレイ事業	1,706
その他事業	987
合計	37,731

- (注) １ セグメント間取引については、相殺消去しております。
２ 金額は、販売価格によっております。
３ 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当第３四半期連結会計期間における受注実績は、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	受注高(百万円)	受注残高(百万円)
ディスプレイ事業	1,674	116
合計	1,674	116

- (注) １ 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
２ ディスプレイ事業以外の製品は、原則として見込み生産を行っております。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(百万円)
自動車及び汎用計器事業	30,873
民生機器事業	4,700
ディスプレイ事業	1,706
その他事業	5,659
合計	42,940

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結会計期間における経済情勢は、米国大手金融機関の経営破綻等の金融危機が实体经济に急速かつ大きな影響を及ぼし、個人消費の落ち込み、設備投資の減少、雇用の悪化等、世界的に景気後退感が強まっております。

このような事業環境の下、当第3四半期連結会計期間の売上高は、42,940百万円、営業利益は3,718百万円、経常利益は、2,343百万円、四半期純利益は1,161百万円となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次の通りであります。

自動車及び汎用計器事業は、二輪車用計器の受注が好調に推移したものの、四輪車用計器の受注が減少基調となり、売上高30,873百万円、営業利益3,333百万円となりました。

民生機器事業は、アミューズメント向け基板ユニット等の受注が回復せず、売上高4,700百万円、営業利益は209百万円となりました。

ディスプレイ事業は、携帯電話向け有機ELディスプレイ等の受注が回復せず、売上高1,706百万円、営業損失235百万円となりました。

その他事業は、自動車販売等が低迷し、売上高5,659百万円、営業利益288百万円となりました。

所在地別セグメントの業績は次の通りであります。

日本は、四輪車用計器の受注が減少基調により、また、有機ELディスプレイの受注が回復せず、売上高22,782百万円、営業利益1,812百万円となりました。

米州は、ブラジルで四輪車用計器・二輪車用計器が好調に推移したものの、北米で特に四輪車用計器の受注が減速し、売上高6,276百万円、営業利益536百万円となりました。

欧州は、特に四輪車用計器の受注が減速し、売上高2,445百万円、営業損失574百万円となりました。

アジアは、民生機器が低迷したものの四輪車用計器・二輪車用計器が好調に推移し、売上高11,435百万円、営業利益1,822百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末に比べ19,398百万円減少し、141,814百万円となりました。これは流動資産で現金及び預金が8,016百万円、受取手形及び売掛金が4,740百万円減少したこと等によります。

負債は、前連結会計年度末に比べ15,271百万円減少し、58,112百万円となりました。これは流動負債の短期借入金が11,498百万円減少したこと等によります。

純資産は、利益剰余金が5,483百万円増加しましたが、自己株式が増加し、その他有価証券評価差額金及び為替換算調整勘定が減少したこと等により、前連結会計年度末に比べ4,127百万円減少し、83,702百万円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純利益2,480百万円の計上及び仕入債務の増加等により8,799百万円の収入超過となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産取得による支出、投資有価証券取得による支出等により2,754百万円の支出超過となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは短期借入金の増加等により2,627百万円の収入となりました。以上の結果、第3四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物は18,238百万円となりました。

(4) 事業上及び財政上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第127条各号に掲げる事項)は次のとおりであります。

当社は、平成19年5月17日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第127条第1号)並びにこの基本方針を実現するための特別の取組み(同条第2号イ)について決定いたしました。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えております。

当社を支配する者の在り方は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき決定されるべきもので、国内外に様々な株主を有する当社としては、これら株主に十分に情報が提供された上で、その適切な判断がなされる環境を整えることが、大切と判断しております。

以上の観点から、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めるとともに、その実現に資する取組みとして、策定を進めている経営ビジョン「NEMS 433」(NEMS:日本精機(NS)型のEMS(Electronics Manufacturing Service))に加えて、当社を支配する者の在り方について、当社の国内外の株主が十分な情報を得た上で適切な判断をしていくための手続を定めました。

具体的には、当社株式の大量買付行為がなされた場合には、まずは、当社経営陣から独立した社外監査役等から構成される独立委員会が、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かという観点から、情報収集、検討等を行い、その結果をもとにした独立委員会の意見を株主に情報開示することといたしました。

この手続は、大量買付行為がなされた際の当社における手続の透明性・客観性を高めることを目的としており、新株予約権や新株の割当てを用いた具体的買収防衛策を定めるものではありません。当社取締役会は、大量買付行為がなされた場合に、この手続違反のみを理由として直ちに新株予約権や新株の割当てといった対抗措置を実施する予定はございませんが、善管注意義務を負う受託者として、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するよう適切に対応していく所存です。

[1] 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、「顧客の立場に立って、価値の高い製品を提供することにより、社会の繁栄に貢献する」という経営理念の下、企業価値・株主共同の利益の確保・向上に取り組んでおります。

社会が今まで以上に速く激しく変化していく中、当社では、その変化に素早く適応し、また、変化を先取りすることで、当社の経営理念が実現されると考えています。そのために、当社は技術開発力の強化に取り組んでおります。製品仕様を高度化し、グローバルで製造・販売していくためには、コスト・技術・物流・サービス等の「もの造り総合力」を絶えず変化・進化させていくことが、当社グループの持続的な成長のためには不可欠であります。

また、当社グループが中長期的に飛躍を遂げていくためには、グローバルでの事業の強化・拡大は欠かすことができません。そのために、当社では、製造・販売拠点の拡充はもとより、多様な社会・文化を理解し、グローバル社会のなかで受け容れられ、また、貢献していくことが、当社グループにとっての企業価値の向上に資するものと考えております。

そして、根底には、企業は社会的存在であるとの認識のもと、株主や顧客、取引先、従業員、地域社会などのステークホルダーと当社との良好な関係が、当社グループの成長を支えるものであると考えております。

このように当社では、「ステークホルダーとの良好な関係」を源泉とし、グローバル社会での責任ある存在としての自覚を持ち、「もの造り総合力」を高度化していくことにより、企業価値の増大を図ってまいります。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配することとなる株式等の大量買付を行う者の目的において、当社の企業価値が中長期的に確保され、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになりません。

さらに、株式等の大量買付行為の中には、下記のごとく当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものもあり、当社は、これらの大量買付行為も不適切であると考えます。

- ① 株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの
- ② 対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの
- ③ 対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる株式等の大量買付行為であるか否かについて、株主がその提案やそれに対する当社の経営方針等について十分な情報を得た上で、適切な判断を下すことが大切と考えます。よって当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある大量買付や株主による適切な判断が困難な方法で大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えます。よって以上のことから当社取締役会は、こうした考え方を、会社法施行規則第127条第1号の基本方針と位置づけ決定いたしました。

[2] 基本方針の実現に向けた当社の取組み

当社は、上記の基本方針の実現に資する特別な取組み(会社法施行規則第127条第2号イ)として、当社の経営ビジョン「NEMS 433」を実行していくことにより、当社の企業価値の更なる向上を実現するとともに、当社株式等について大量買付行為がなされた際にそれに対する評価が透明性・客観性をもって行われ、国内外の株主や投資者に適切に開示がなされるようにすることが重要であると考えております。

1. 経営ビジョン「NEMS 433」の実行による企業価値向上の取組み

当社は、従来の経営ビジョン「NEMS 2100」に替わる新たな経営ビジョン「NEMS 433」を、2007年度からスタートいたしました。

「NEMS」をさらに進化させていくことで、当社グループの成長を図ります。具体的には、実装・接続技術を核に、金型、成型、表示などの当社保有の多様な技術を組み合わせた相乗効果により、付加価値の高い技術・製品を創り出すことで、事業の拡大に取り組んでまいります。

なお、「433」の意味は、「4」が「4つの大切」、「33」が「売上高3,000億円、利益300億円を目指す」というものです。

「4つの大切」には、①「志」(目標達成のためには、強い意志が大切)、②「社会」(社会の責任ある存在として、株主との良好な関係の構築や法令遵守、環境保全に努めることが大切)、③「お客様」(事業発展のためには、常にお客様の満足を高めていくことが大切)、④「人」(企業は人なりという考え方のもと、当社グループで働くすべての人が能力を存分に発揮できる仕組み・環境をつくることが大切)という考え方が込められています。

当社では、この「4つの大切」を経営の根幹に据え、「NEMS」により技術の高度化と製品の付加価値を高め、グローバルにおいて事業展開することで、当社グループの企業価値・株主共同の利益の更なる向上を図ってまいります。

2. 大量買付行為についての評価の客観性・透明性を高める取組み

(1) 手続の概要

当社は、当社株式等に対する大量買付行為に際して、これに先立ち、独立性の高い当社社外監査役と社外の有識者(会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、学識経験者)等からなる独立委員会が、情報収集、その検討及び株主に対する意見表明を行うことが適切であると判断し、そのための手続(大量買付行為に関するルール。以下、TKKルールといいます。)の設定を決定いたしました。

(2) 手続の内容

(i) TKKルールの適用対象

TKKルールは、以下①又は②に該当する当社株券等の買付やこれに類似する行為やその提案(以下、併せて「買付等」といいます。)がなされる場合に適用されます。①又は②に該当する買付等を行おうとする者(以下「買付者等」といいます。)には、予めTKKルールに従っていただくこととします。

① 当社が発行する株券等¹について、保有者²の株券等保有割合³が20%以上となる買付

② 当社が発行する株券等⁴について、公開買付⁵に係る株券等の株券等所有割合⁶及びその特別関係者⁷の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付

(ii) 「独立委員会」の設置

当社は、TKKルールに従った手続を進めるにあたり買付者が前記の基本方針に照らして不適切な者でないか否かを客観的に判断するための組織として、当社経営陣から独立した社外監査役等で構成される独立委員会を設置します。独立委員会は、買付者等に対する事前の情報提供の要求、買付等の内容の検討・判断、それに基づく意見を株主へ情報公開することを予定しており、これにより当社株式等の大量買付行為に関する手続の客観性・透明性を高めることを目的としています。独立委員会規則の概要については、別紙(1)をご参照下さい。独立委員会は、上記(i)に定める買付等が判明した後、速やかに招集されるものとします。

1 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。

2 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。

3 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。

4 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。

5 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。

6 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。

7 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除きます。

(iii) T K Kルールの内容

ア. 必要情報の提供

独立委員会は、当社取締役会の同意を得ることなく上記(i)に定める買付等を行う買付者等に対し、買付等の行為に先立ち、当社に対して、別紙(2)に定める、当該買付等の内容の検討に必要な情報(以下「本必要情報」といいます。)を提出していただくよう要請します。

イ. 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の提示

独立委員会は、買付者等から本必要情報が全て提出された場合、当社取締役会に対しても、独立委員会が定める期間内に買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案その他適宜必要と認める情報を提示するよう求めることができます。また、独立委員会は、適宜必要と判断した場合には、当社の顧客、取引先、従業員、労働組合等の利害関係者にも意見を求めます。

独立委員会は、買付者等及び当社取締役会から上記のとおり的情報を受領してから最長60日間が経過するまでの間(但し、独立委員会は、下記ウの記載に従い、これらの期間を延長することができるものとします。以下「検討期間」といいます。)、買付等の内容の検討、当社取締役会による代替案の検討、買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行います。

独立委員会の判断が、企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等)の助言を得ることができるものとします。その費用は当社が負担します。

なお、独立委員会は、買付者等から本必要情報が提出された事実、及び、本必要情報その他の情報のうち適切と判断する事項について、適切と判断する時点で、株主に対する情報開示を東京証券取引所適時開示情報及び当社ホームページを通じて行います。

ウ. 独立委員会による意見等の情報開示

独立委員会は、上記イの検討期間を経た上、買付者等による買付等が、別紙(3)記載の不適切な買付等に係る要件のいずれかに該当するか否かについて判断するものとし、その結果、及びその理由その他当該買付等に関する株主の判断に資すると判断する情報を、株主に対し前述の方法で情報開示するものとします。

他方、独立委員会は、当初の検討期間終了時まで、上記の判断を行うに至らない場合には、その旨を情報開示した上で、買付等の内容の検討等に必要とされる範囲内で、検討期間を延長することもできることとします。

(iv) T K Kルールの改廃等

T K Kルールの発効日は、平成19年7月1日とします。また、有効期間は2年間とします。

但し、有効期間中であっても、T K Kルールについて随時、再検討を行い、改廃することが可能であることとします。

独立委員会規則の概要

- (1) 当社取締役会の決議により独立委員会は設置される。
- (2) 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外監査役、(ii)有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。
有識者は会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、学識経験者等又はこれらに準ずる者とする。
- (3) 独立委員会委員の任期は、2年間とする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。
- (4) 独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行う。
 1. T K K ルールの適用対象となる買付等の決定
 2. 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報の決定及び情報提供要請
 3. 買付等の内容の精査・検討
 4. 当社取締役会から買付等に対する代替案が示された場合には、かかる代替案の検討
 5. 検討期間の延長
 6. 買付等に対する意見等の情報開示
 7. 別途独立委員会が行うことができるものと当社取締役会が定めた事項
 8. その他
 - ・ 買付者等から提供された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対して追加的に情報提出を求める。
 - ・ 買付者等より、前述の追加情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案(もしあれば)その他、独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう求めることができる。
 - ・ 当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等)の助言を得ること等ができる。
- (5) 独立委員会の各委員は、前(4)に記載される事項を行うにあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
- (6) 代表取締役は、買付等がなされた場合、その他いつでも、独立委員会を招集することができる。
- (7) 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の委員全員が出席し、その過半数の賛同をもってこれを行う。但し、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その過半数の賛同をもってこれを行うことができる。

以上

本必要情報

本必要情報の具体的内容は買付者の属性及び買付行為の内容により異なりますが、一般的項目の一部は以下のとおりです。

- (1) 買付者等及びそのグループ(共同保有者、特別関係者及び(ファンドの場合は)組合員その他の構成員を含みます。)の詳細(具体的名称、事業内容、資本構成、財務内容等を含みます。)
- (2) 買付等の目的、方法及び内容(買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実行の蓋然性等を含みます。)
- (3) 買付等における価格の算定根拠(算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。)
- (4) 買付資金の裏付け(買付資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
- (5) 買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- (6) 買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針
- (7) 当社の少数株主との利益相反を回避するための具体的方策
- (8) その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

以上

不適切な買付等の要件

- (1) T K Kルールを遵守しない買付等である場合
- (2) 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損されるおそれのある買付等である場合
 - ・会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、当社の株券等を買集め、その買い集めた株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為
 - ・当社の犠牲の下に買付者等の利益を図ることを目的として、当社の経営を一時的に支配して当社の重要な資産等を廉価に取得し、これを買付者やそのグループ会社等に移譲する等の経営を行うような行為
 - ・当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ・当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
- (3) 最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株券等の買付を行う等、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (4) 当社取締役会が当該買付等に対する代替案を提示するために必要な、合理的期間を与えることなく行われる買付等である場合
- (5) 当社株主に対して、本必要情報その他買付等の内容を判断するために、合理的に必要とされる情報を十分に提供することなく行われる買付である場合
- (6) 買付等の条件(対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実行の蓋然性、買付等の後における当社の少数株主、従業員、取引先、顧客その他の当社に係るステークホルダーに対する対応方針等を含みます。)が当社の企業価値に鑑みて不十分又は不適当な買付等である場合
- (7) 当社の顧客、取引先、従業員、地域社会等当社の企業価値を生み出す上で不可欠なステークホルダーとの関係を破壊し、ひいては株主共同の利益に反することとなる重大なおそれがある買付等である場合

以上

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間の研究開発費の総額は819百万円であります。

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当第3四半期連結会計期間において、当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因に重要な変更はありません。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループは、連結企業体としてグローバルでの競争に勝ち残り、継続的に成長できる収益体質を実現すべく、品質第一に徹し、競争に負けない「もの造り総合力」（コスト・技術・物流・サービス）の強化に、グループの力を結集してまいります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

① 重要な設備計画の完了

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末において計画中であった重要な設備の新設について完了したものは次のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの名称	設備の内容	投資額 (百万円)	完了年月	完成後の増加能力
提出会社	高見事業所 (新潟県長岡市)	自動車及び 汎用計器事業	HUD製造設備	73	平成20年11月	—

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

② 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

③ 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	220,000,000
計	220,000,000

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年2月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	60,855,470	60,855,470	東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式数は1,000株で あります。
計	60,855,470	60,855,470	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成21年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（平成15年10月15日発行）	
	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数（個）	533
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株であります。
新株予約権の目的となる株式の数（株）	582,513
新株予約権の行使時の払込金額（円）	915
新株予約権の行使期間	平成15年11月4日～平成22年9月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 915 資本組入額 458
新株予約権の行使の条件	注1
新株予約権の譲渡に関する事項	注2
代用払込みに関する事項	注3
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—
新株予約権付社債の残高（百万円）	533

- (注) 1 本新株予約権の一部を行使することはできない。また、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には当該期限の利益喪失事由発生の日以後、本新株予約権を行使することができないものとする。
- 2 本社債については、いかなる場合においても、社債部分と新株予約権とを分離して譲渡することができない。
- 3 本新株予約権を行使したときは、その本新株予約権が付与された本社債の全額の償還に代えて本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとみなす。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年10月1日～ 平成20年12月31日	—	60,855,470	—	14,470	—	6,191

(5) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年9月30日現在で記載しております。

① 【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,844,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 56,255,000	56,255	—
単元未満株式	普通株式 756,470	—	—
発行済株式総数	60,855,470	—	—
総株主の議決権	—	56,255	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式145株及び、証券保管振替機構名義の株式650株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 日本精機株式会社	新潟県長岡市東蔵王 2丁目2番34号	3,844,000	—	3,844,000	6.32
計	—	3,844,000	—	3,844,000	6.32

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	1,555	1,880	1,984	1,599	1,585	1,361	992	808	626
最低(円)	1,140	1,506	1,368	1,216	1,293	912	522	596	464

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
常務取締役 (技術本部長・知的財産担当)	常務取締役 (技術本部長・知的財産担当・R&Dセンターゼネラル・マネジャー)	川 又 光 博	平成20年9月21日

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	18,288	26,305
受取手形及び売掛金	※3 30,866	※3 35,607
有価証券	2,570	3,100
商品	833	981
製品	7,702	7,016
原材料	10,758	13,570
仕掛品	3,318	2,970
貯蔵品	376	338
その他	5,365	5,674
貸倒引当金	△95	△101
流動資産合計	79,984	95,463
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	12,385	13,069
機械装置及び運搬具（純額）	10,458	12,171
工具、器具及び備品（純額）	4,072	4,428
土地	14,301	14,360
リース資産（純額）	37	—
建設仮勘定	1,612	1,240
有形固定資産合計	※1 42,867	※1 45,271
無形固定資産		
のれん	81	105
その他	1,300	1,366
無形固定資産合計	1,381	1,471
投資その他の資産		
投資有価証券	14,580	16,475
その他	3,039	2,571
貸倒引当金	△38	△165
投資その他の資産合計	17,580	18,882
固定資産合計	61,829	65,625
繰延資産	—	123
資産合計	141,814	161,212

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	※3 32,468	※3 34,168
短期借入金	11,026	22,524
未払法人税等	1,378	2,615
賞与引当金	1,289	1,754
役員賞与引当金	212	—
製品補償損失引当金	55	64
その他	※3 5,721	※3 6,122
流動負債合計	52,152	67,248
固定負債		
社債	533	533
長期借入金	345	645
退職給付引当金	2,112	2,017
役員退職慰労引当金	431	418
負ののれん	249	467
その他	2,289	2,053
固定負債合計	5,960	6,134
負債合計	58,112	73,383
純資産の部		
株主資本		
資本金	14,470	14,470
資本剰余金	6,688	6,695
利益剰余金	66,976	61,492
自己株式	△6,697	△2,626
株主資本合計	81,438	80,032
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	419	2,584
為替換算調整勘定	△3,051	442
評価・換算差額等合計	△2,631	3,026
少数株主持分	4,895	4,769
純資産合計	83,702	87,829
負債純資産合計	141,814	161,212

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
売上高	134,785
売上原価	108,377
売上総利益	26,408
販売費及び一般管理費	
従業員給料	5,023
賞与引当金繰入額	260
役員賞与引当金繰入額	205
製品補償損失引当金繰入額	24
退職給付引当金繰入額	38
役員退職慰労引当金繰入額	47
その他	9,030
販売費及び一般管理費合計	14,630
営業利益	11,778
営業外収益	
受取利息	369
受取配当金	260
負ののれん償却額	117
その他	589
営業外収益合計	1,336
営業外費用	
支払利息	158
持分法による投資損失	14
為替差損	183
その他	32
営業外費用合計	389
経常利益	12,725
特別利益	
固定資産売却益	14
貸倒引当金戻入額	105
特別利益合計	119
特別損失	
固定資産売却損	3
固定資産除却損	21
たな卸資産評価損	527
その他	55
特別損失合計	608
税金等調整前四半期純利益	12,237
法人税、住民税及び事業税	4,052
法人税等調整額	267
法人税等合計	4,320

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間
(自 平成20年4月1日
至 平成20年12月31日)

少数株主利益	906
四半期純利益	7,010

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	
売上高	42,940
売上原価	34,459
売上総利益	8,480
販売費及び一般管理費	
従業員給料	1,938
賞与引当金繰入額	△276
役員賞与引当金繰入額	73
製品補償損失引当金繰入額	9
退職給付引当金繰入額	12
役員退職慰労引当金繰入額	16
その他	2,989
販売費及び一般管理費合計	4,762
営業利益	3,718
営業外収益	
受取利息	113
受取配当金	88
負ののれん償却額	35
その他	293
営業外収益合計	530
営業外費用	
支払利息	40
為替差損	1,855
その他	9
営業外費用合計	1,905
経常利益	2,343
特別利益	
固定資産売却益	1
貸倒引当金戻入額	142
特別利益合計	144
特別損失	
固定資産売却損	2
固定資産除却損	5
その他	0
特別損失合計	8
税金等調整前四半期純利益	2,480
法人税、住民税及び事業税	180
法人税等調整額	805
法人税等合計	986
少数株主利益	332
四半期純利益	1,161

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	12,237
減価償却費	5,855
のれん償却額	△92
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△464
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	212
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	28
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	11
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△109
製品補償損失引当金の増減額 (△は減少)	△8
受取利息及び受取配当金	△630
支払利息	158
為替差損益 (△は益)	148
持分法による投資損益 (△は益)	14
投資有価証券売却損益 (△は益)	55
有形固定資産売却益	△14
有形固定資産処分損	24
投資有価証券評価損益 (△は益)	0
売上債権の増減額 (△は増加)	2,699
たな卸資産の増減額 (△は増加)	547
その他の資産の増減額 (△は増加)	837
仕入債務の増減額 (△は減少)	1,159
その他の負債の増減額 (△は減少)	150
小計	22,819
利息及び配当金の受取額	667
利息の支払額	△154
法人税等の支払額	△5,207
営業活動によるキャッシュ・フロー	18,125

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間
(自 平成20年4月1日
至 平成20年12月31日)

投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△69
定期預金の払戻による収入	87
有価証券の取得による支出	△10,290
有価証券の売却による収入	10,820
有形固定資産の取得による支出	△5,157
有形固定資産の売却による収入	502
無形固定資産、投資その他の資産の増減額（△は増加）	△246
投資有価証券の取得による支出	△4,688
投資有価証券の売却による収入	1,410
貸付けによる支出	△316
貸付金の回収による収入	249
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	107
投資活動によるキャッシュ・フロー	△7,591
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額（△は減少）	△10,774
長期借入金の返済による支出	△787
リース債務の返済による支出	△122
自己株式の純増減額（△は増加）	△4,078
配当金の支払額	△1,228
少数株主への配当金の支払額	△176
財務活動によるキャッシュ・フロー	△17,168
現金及び現金同等物に係る換算差額	△1,407
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△8,042
現金及び現金同等物の期首残高	26,238
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	43
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 18,238

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	
1	連結の範囲の変更 エヌエスサンパウロ・コンポーネント・オートモーティブ社は重要性が増したため、尚志精機股份有限公司、常州尚志精機有限公司並びにシャン・チー・インベストメンツ社は株式の取得により子会社となり、重要性が増したため、エヌエスサンパウロ・コンポーネント・オートモーティブ社は第1四半期連結会計期間から、また尚志精機股份有限公司、常州尚志精機有限公司、並びにシャン・チー・インベストメンツ社は当第3四半期連結会計期間から、それぞれ連結の範囲に含めることといたしました。 (株)カーステーション新潟は第2四半期連結会計期間において解散しましたので、連結の範囲より除いております。
2	持分法の適用に関する事項の変更 従来持分法を適用しておりました尚志精機股份有限公司は、株式の取得により当第3四半期連結会計期間より連結子会社となったため、持分法適用の範囲より除いております。
3	会計方針の変更 (1) 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用 「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第9号(平成18年7月5日))を第1四半期連結会計期間から適用し、評価基準については、主として総平均法による原価法から主として総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。 この結果、従来の方法によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間の営業利益及び経常利益が209百万円、税金等調整前四半期純利益が737百万円それぞれ減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。 (2) 連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱いの適用 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 実務対応報告第18号(平成18年5月17日))を第1四半期連結会計期間から適用し、連結決算上必要な修正を行っております。 この変更による影響は軽微であります。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。 (3) リース取引に関する会計基準等の適用 「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第13号(平成5年6月17日 最終改正平成19年3月30日))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日 最終改正平成19年3月30日))を第1四半期連結会計期間から早期に適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理から通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更し、リース資産として計上しております。 また、リース資産の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっております。 なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。 この変更による影響は軽微であります。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

【簡便な会計処理】

当第3四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

該当事項はありません。

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	
(有形固定資産の耐用年数の変更)	当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律 平成20年4月30日 法律第23号)及び(減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令 平成20年4月30日 財務省令第32号))を契機にして耐用年数の見直しを行い、第1四半期連結会計期間から機械装置について、耐用年数の変更を行っております。 この結果、従来の方法によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ271百万円減少しております。 なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 73,258百万円 2 保証債務 連結会社以外の会社に対して次のとおり保証を行っております。 (被保証先) (保証金額) (内容) 日精工程塑料(南通) 109百万円 銀行借入金 有限公司 ※3 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。 なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、四半期連結会計期間末残高に含まれております。 受取手形 85百万円 支払手形 428百万円 設備関係支払手形 24百万円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 71,731百万円 2 保証債務 連結会社以外の会社に対して次のとおり保証を行っております。 (被保証先) (保証金額) (内容) 日精工程塑料(南通) 117百万円 銀行借入金 有限公司 ※3 _____

(四半期連結損益計算書関係)

当第3四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)及び当第3四半期連結会計期間(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金勘定 18,288百万円 預入期間3ヶ月を超える定期預金 <u>△50 "</u> 現金及び現金同等物 18,238百万円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(千株)	60,855

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	3,845,527

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年4月24日 取締役会	普通株式	656	11	平成20年3月31日	平成20年6月27日	利益剰余金
平成20年10月30日 取締役会	普通株式	570	10	平成20年9月30日	平成20年12月11日	利益剰余金

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

当社は、平成20年5月16日から6月24日の期間において自己株式の市場買付け並びに平成20年7月16日に立会外買付取引による自己株式の取得を実施いたしました。この結果、当第3四半期累計期間において自己株式が4,071百万円増加し、当第3四半期連結会計期間末において自己株式が6,697百万円となっております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)

	自動車及び 汎用計器 事業 (百万円)	民生機器 事業 (百万円)	ディスプレ イ事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	30,873	4,700	1,706	5,659	42,940	—	42,940
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	2,335	2,335	(2,335)	—
計	30,873	4,700	1,706	7,995	45,276	(2,335)	42,940
営業利益又は営業損失(△)	3,333	209	△235	288	3,596	121	3,718

当第3四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

	自動車及び 汎用計器 事業 (百万円)	民生機器 事業 (百万円)	ディスプレ イ事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	95,710	15,926	5,669	17,479	134,785	—	134,785
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	6,621	6,621	(6,621)	—
計	95,710	15,926	5,669	24,100	141,407	(6,621)	134,785
営業利益又は営業損失(△)	11,010	581	△711	810	11,692	86	11,778

(注) 1 事業区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な製品

- (1) 自動車及び汎用計器事業……………四輪車用計器、ヘッドアップディスプレイ、二輪車用計器、汎用計器、各種センサー
- (2) 民生機器事業……………OA・情報機器操作パネル、空調・住設機器コントローラー、FA・アミューズメントユニットASSY、高密度実装基板EMS
- (3) ディスプレイ事業……………液晶表示素子・モジュール、有機EL表示素子・モジュール
- (4) その他事業……………自動車販売、貨物運送、ソフトウェアの開発販売、受託計算、樹脂材料の加工・販売

3 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第9号(平成18年7月5日))を適用しております。なお、この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して当第3四半期連結累計期間の「自動車及び汎用計器事業」、「民生機器事業」及び「その他事業」における営業利益はそれぞれ116百万円、70百万円、10百万円減少し、「ディスプレイ事業」の営業損失は11百万円増加しております。

4 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 実務対応報告第18号(平成18年5月17日))を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。なお、この変更によるセグメント情報に与える影響は軽微であります。

- 5 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第13号(平成5年6月17日 最終改正平成19年3月30日))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日 最終改正平成19年3月30日))を早期に適用しております。なお、この変更によるセグメント情報に与える影響は軽微であります。
- 6 「追加情報」に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律 平成20年4月30日 法律第23号)及び(減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令 平成20年4月30日 財務省令第32号))を契機にして耐用年数の見直しを行い、機械装置について、耐用年数の変更を行っております。なお、この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、当第3四半期連結累計期間の「自動車及び汎用計器事業」及び「民生機器事業」における営業利益はそれぞれ127百万円、9百万円減少し、「ディスプレイ事業」における営業損失及び「その他事業」における営業利益はそれぞれ135百万円、0百万円増加しております。

【所在地別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	22,782	6,276	2,445	11,435	42,940	—	42,940
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	8,870	2	—	2,450	11,322	(11,322)	—
計	31,652	6,279	2,445	13,886	54,263	(11,322)	42,940
営業利益又は営業損失(△)	1,812	536	△574	1,822	3,596	121	3,718

当第3四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	69,578	22,231	9,644	33,331	134,785	—	134,785
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	30,741	96	—	6,815	37,652	(37,652)	—
計	100,319	22,327	9,644	40,147	172,438	(37,652)	134,785
営業利益又は営業損失(△)	6,082	1,759	△656	4,506	11,692	86	11,778

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1) 米州……米国・ブラジル

(2) 欧州……英国・オランダ

(3) アジア……中国・タイ・インドネシア

3 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第9号(平成18年7月5日))を適用しております。なお、この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して当第3四半期連結累計期間の「日本」における営業利益は209百万円減少しております。

4 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 実務対応報告第18号(平成18年5月17日))を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。なお、この変更によるセグメント情報に与える影響は軽微であります。

5 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第13号(平成5年6月17日 最終改正平成19年3月30日))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日 最終改正平成19年3月30日))を早期に適用しております。なお、この変更によるセグメント情報に与える影響は軽微であります。

6 「追加情報」に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より法人税法の改正(所得税法等の一部を改正する法律 平成20年4月30日 法律第23号)及び(減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令 平成20年4月30日 財務省令第32号))を契機にして耐用年数の見直しを行い、機械装置について、耐用年数の変更を行っております。なお、この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、当第3四半期連結累計期間の「日本」における営業利益は271百万円減少しております。

【海外売上高】

当第3四半期連結会計期間(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)

	米州	欧州	アジア	計
I 海外売上高(百万円)	6,368	2,736	12,742	21,846
II 連結売上高(百万円)	—	—	—	42,940
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	14.8	6.4	29.7	50.9

当第3四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

	米州	欧州	アジア	計
I 海外売上高(百万円)	22,590	10,525	37,409	70,524
II 連結売上高(百万円)	—	—	—	134,785
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	16.8	7.8	27.8	52.3

(注) 1 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高の合計額であります。

2 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

3 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

- (1) 米州……米国・カナダ・ブラジル
- (2) 欧州……英国・イタリア・フランス
- (3) アジア……中国・タイ・インドネシア

(有価証券関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)

時価のあるその他有価証券が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、当該有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額に前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価(百万円)	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額(百万円)
株式	6,851	7,555	703
計	6,851	7,555	703

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1,382.33円	1,390.71円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	83,702	87,829
普通株式に係る純資産額(百万円)	78,806	83,059
差額の主な内訳(百万円) 少数株主持分	4,895	4,769
普通株式の発行済株式数(千株)	60,855	60,855
普通株式の自己株式数(千株)	3,845	1,131
1株当たりの純資産額の算定に用いられた普通株式の数(千株)	57,009	59,724

2 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

第3四半期連結累計期間

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	
1株当たり四半期純利益	120.85円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	119.65円

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(百万円)	7,010
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	7,010
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式の期中平均株式数(千株)	58,009
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に 用いられた四半期純利益調整額の主要な内訳 (百万円)	—
四半期純利益調整額(百万円)	—
普通株式増加数(千株)	582
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在 株式について前連結会計年度末から重要な変動が ある場合の概要	—

第3四半期連結会計期間

当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	
1株当たり四半期純利益	20.37円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	20.16円

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(百万円)	1,161
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	1,161
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式の期中平均株式数(千株)	57,011
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に 用いられた四半期純利益調整額の主要な内訳 (百万円)	—
四半期純利益調整額(百万円)	—
普通株式増加数(千株)	582
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在 株式について前連結会計年度末から重要な変動が ある場合の概要	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っておりますが、当四半期連結会計期間末におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

2 【その他】

平成20年10月30日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額……………570百万円

(ロ) 1株当たりの金額……………10円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日……平成20年12月11日

(注) 平成20年9月30日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行いました。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 2 月12日

日本精機株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	前	原	浩	郎	Ⓔ
--------------------	-------	---	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	五	十	嵐	朗	Ⓔ
--------------------	-------	---	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野	本	直	樹	Ⓔ
--------------------	-------	---	---	---	---	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本精機株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本精機株式会社及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年2月13日
【会社名】	日本精機株式会社
【英訳名】	NIPPON SEIKI CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永 井 正 二
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	新潟県長岡市東蔵王2丁目2番34号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長永井正二は、当社の第64期第3四半期(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。